2 B 倅が襲名 役所へ提出文書の控

乍恐以書付奉願上候

物、 重役源兵衛義も是又退役之上、安左衛門事、安右衛門と改、 取斗候様仕度旨、一門決着仕、尤同人共勤役中、御年貢、 貞実、 仗 幷年寄源兵衛義、追々老衰多病に罷成、 何卒以御慈悲、源左衛門退役之上、倅繁八事、 相州鎌倉郡岩瀬村小前・村役人一同奉申上候、当村方名主源左衛門 篤と一同及相談候処、右源左衛門倅繁八幷百姓代安左衛門義、 万一引負等出来候共、 筆算等もケ成弁居候者に付、 小前一同にて引受、 夫々役入奉願上、御用村用 役義勤兼、退役申出候に 聊無差支弁納可仕候間 源左衛門と改名、 御上納

役被仰付被成下置度、 一同連印を以奉願上候、 以上

相州鎌倉郡岩瀬村

小 前 名前省略

慶応四辰年三月六日

百姓代 蔵

音右衛門

同

年寄 退役願人 源 七左衛門 兵衛

退役願人 年寄役願人 安右衛門 源左衛門

繁八事改

名主役願人 源左衛門

> (昔の岩瀬村と同じ範囲かどうか不明) 鎌倉市岩瀬



江川太郎左衛門様